6　第二項の規定にかかわらず、指定都市の選挙管理委員会の委員長は、数区合同開票区において、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに、関係区の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

第百十条中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に、「においては」を「には」に改める。

第百十三条の見出しを「（数市町村合同開票区の開票立会人となるべき者の届出等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

数市町村合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）に対して行わなければならない。

第百十三条第二項中「関係町村」を「関係市町村」に、「町村の」を「市町村又は指定都市の区の」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「法第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により数町村の区域を合わせて一開票区を設けた場合」を「数市町村合同開票区」に、「による町村」を「による市町村」に、「べき町村」を「べき市町村又は指定都市の区」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　数市町村合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）が行う。その協議が調わない場合には、都道府県の選挙管理委員会が当該指定及び告示を行う。

第百十三条に次の四項を加える。

5　数区合同開票区においては、法第七十六条第一項の規定による開票立会人となるべき者の届出は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会に対して行わなければならない。

6　指定都市の選挙管理委員会は、前項の規定により、開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会を指定した場合には、直ちにその旨を告示しなければならない。

7　数区合同開票区においては、法第七十六条第二項の規定によるくじ、同条第三項の規定によるくじを行うべき場所及び日時の告示、同条第四項の規定による区の選挙管理委員会が行う開票立会人の選任並びに前条の規定による開票立会人の氏名等の通知は、第五項の規定により開票立会人となるべき者を届け出るべき区の選挙管理委員会が行う。

8　数区合同開票区においては、法第七十七条の規定による開票所を設ける場所の指定並びに法第七十八条の規定による開票の場所及び日時の告示は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会が行う。

第百二十条第一項中「書類とともに」を「書類とともに、」に、「数町村の区域を区域とする開票区にあっては、次条第二項に規定する町村の選挙管理委員会」を「数市町村合同開票区にあっては次条第二項の規定により定められ、又は指定された市町村の選挙管理委員会とし、数区合同開票区にあっては同条第三項の規定により指定された区の選挙管理委員会とする。次項において同じ。」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に、「前項」を「、前項」に改め、「（数町村の区域を区域とする開票区にあっては、次条第二項に規定する町村の選挙管理委員会）」を削る。

第百二十一条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、数市町村合同開票区については、開票に関する書類は、関係市町村の選挙管理委員会が協議して定めた市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した市町村の選挙管理委員会（関係市町村に指定都市が含まれる場合には、当該指定都市以外の関係市町村の選挙管理委員会又は当該指定都市の関係区の選挙管理委員会）において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

第百二十一条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、数区合同開票区については、開票に関する書類は、指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、開票録、投票録及び投票とともに、同項の期間、保存しなければならない。

第百二十二条第一項中「においては、数町村の区域を区域とする開票区」を「には、関係のある数市町村合同開票区」に改め、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改め、「その旨を」の下に「関係のある」を加え、「数町村の区域を区域とする開票区」を「数市町村合同開票区又は数区合同開票区」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　指定都市の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある数区合同開票区の開票管理者に通知しなければならない。

第百四十二条第一項中「においては」の下に「、第一条、第一条の二、第四条第二項及び第三項を加え、「第七十条第一項及び」を「第七十条第一項並びに」に改め、同条第二項中「においては」の下に「、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二項、第六十三条の二第一項から第三項まで、第五項、第六項及び第八項、第百八条第一項、第百九条第三項及び第四項、第百十三条第一項から第四項まで、第百二十一条第二項、第百二十二条第一項及び第二項並びに第百三十六条第一項の規定を除き」を加える。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第八条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「指定都市」の下に「（以下この項において「指定都市」という。）」を加え、「、区又は総合区の選挙管理委員会」を「区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあっては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。）」に改め、同条第二項中「同項中」の下に「関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあっては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。）」とあるのは「関係市町村の選挙管理委員会」と」を加える。

第八条中「（昭和二十五年政令第八十九号）」の下に「第九条の二、第十条の二第一項及び第三項から第五項まで、」を加え、「第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「第四十六条第四項、第四十八条第四項」に改め、「係る部分に限る。）」の下に「並びに第四十九条第二項、第三項及び第六項から第八項まで」を、「第四章の四」の下に「（第四十九条の十二第二項、第三項及び第六項から第八項までを除く。）」を加え、「第六十七条第一項及び第二項」を「第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項」に、「、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）」を「及び第三項、第七十八条第四項」に、「第一項第七号」を「第一項第十一号及び第十二号」に改め、同条の表第五十九条の五の二の項の次に次のように加える。